## 利用料金

保険者が定める基準により算定した第1号事業支給費の額として設定します。

## □第1号事業支給額(1か月あたり)

			事業対象者・要支援1	要支援2
介護保険適用部分	基本料金	第1号通所事業費	1,798円	3,621円
	加算料金	栄養改善加算	200円 (月2回まで・原則として3ヶ月)	
		口腔機能向上加算(I)	150円(月2回まで・原則として3ヶ月)	
		<ul><li>一体的サービス</li><li>提供加算</li></ul>	480円	
		サ ー ビ ス 提 供 体制強化加算(I)	88円	176円
		介護職員等処遇改善加算(I)	1月あたりの基本料金の自己負担額に加算料金の自己負担額を足して、その額に 9.2%を乗じた金額	
介護保険 適 用 外		食費	5 7 0 円	

- ※ 上記は旭川市の被保険者及び旭川市に居住する住所地特例適用者に適用されるものです。
- ※ 当事業所の実施地域は、旭川市内としておりますが、通常の実施地域を越えて中山間地域等 (旭川市以外の道内全域)に居住される方のサービスを提供した場合には所定単位数の5%が 加算されます。
- ※ 介護保険適用部分については、各市区町村から交付される介護保険負担割合証の利用者負担 割合の欄に記載されている割合に応じた額のご負担となります。
- ※「介護予防サービス計画等」に基づいて、医療系サービス(訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・通所リハビリテーション・短期入所療養介護)と併せて利用する場合の居宅サービス費に係る自己負担額は医療費控除の対象となります。 当事業所で発行している領収書は高額療養費、確定申告等の証明に必要となります。 再発行はできませんので大切に保管して下さい。

丁 申 ロマンド:	一位に同心で	X U A 9 0		
同意日	令和	年	月	日
同意者				
		(続析	丙	)

L記の内容に同音研します